

V 岩石採取計画認可申請書作成要領

V-1 一般的注意事項

1. 岩石採取計画認可申請書（以下「申請書」という。）は、読みやすいように丁寧に記入すること。

記入に際しては、V-2 申請書記載要領を参考に簡潔に書くこと。なお、岩石採取認可申請書・添付書類及び添付図面の用語については、必ず統一すること。

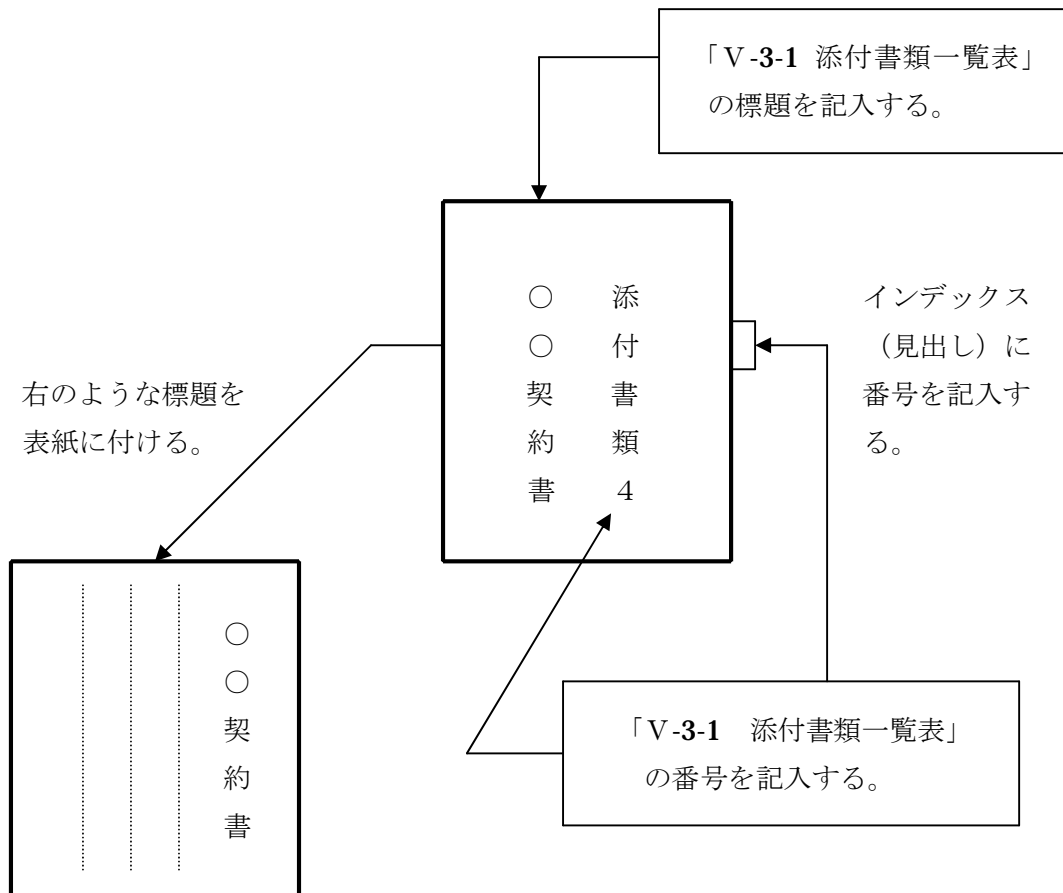
2. 添付書類・添付図面は見やすいようにきれいに作成すること。

添付書類・添付図面をもとに岩石採取計画の審査を行なうので、正確にわかりやすく作成すること。また、記載する内容は申請書記載要領を参考にして記入もれのないよう点検した上で提出すること。

3. 添付書類・添付図面には標題等を付けること。

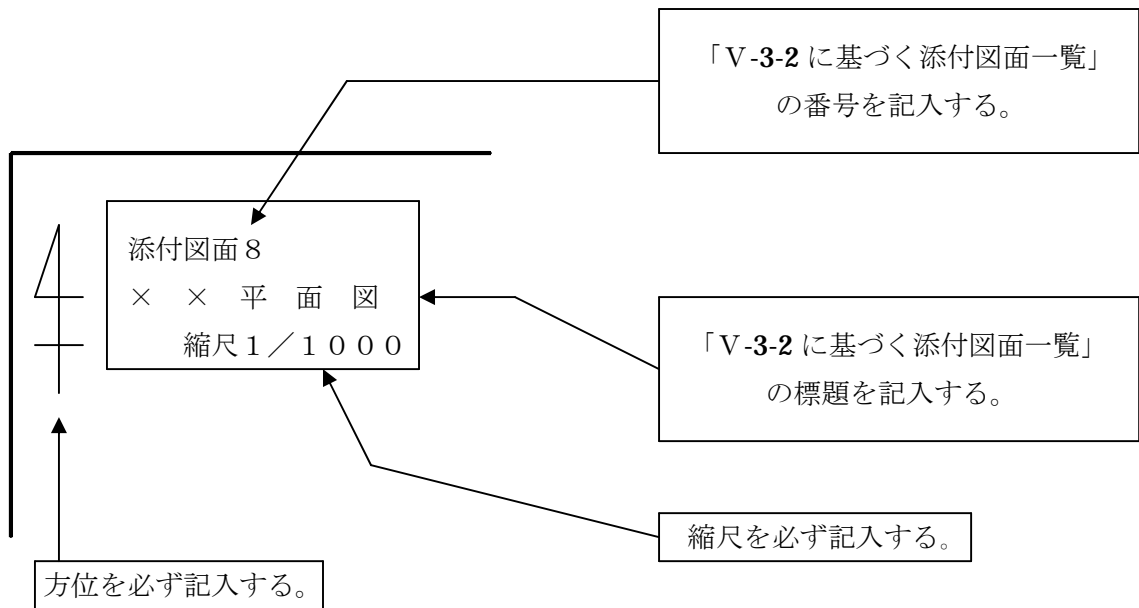
添付書類・添付図面には次のとおり必ず標題等を付けること。

(ア) 書面の場合

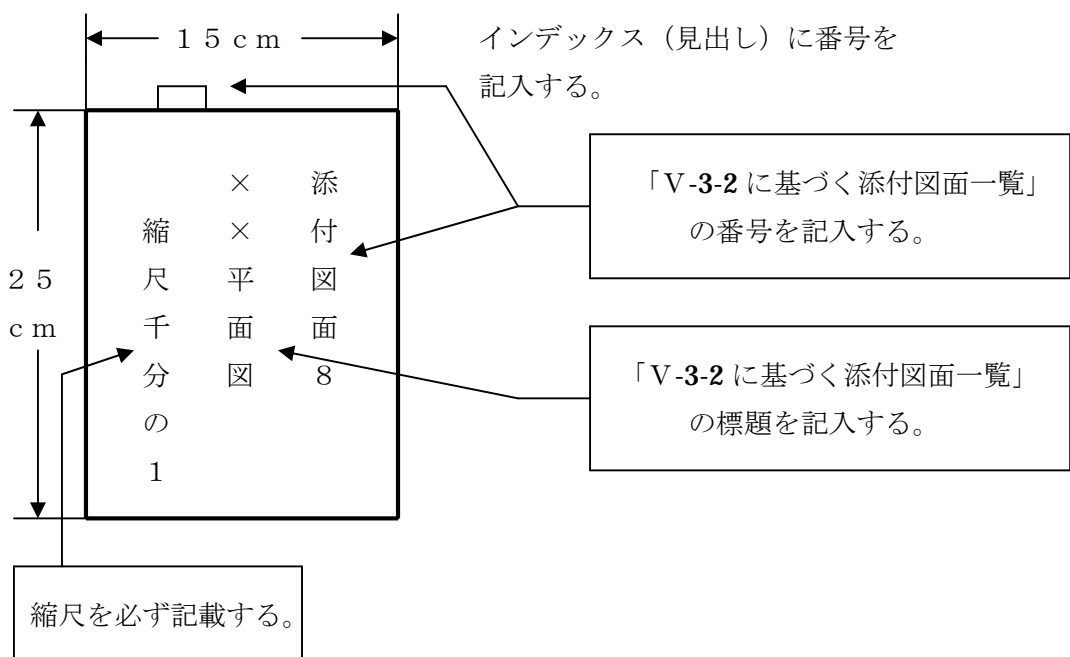


(イ) 図面の場合

- (i) 方位、縮尺を必ず記載すること。
- (ii) 申請者名、採取場名を記載すること。
- (iii) 実測図面については、測量年月日、測量者名を記載すること。
- (iv) 図面作成年月日を記載すること。



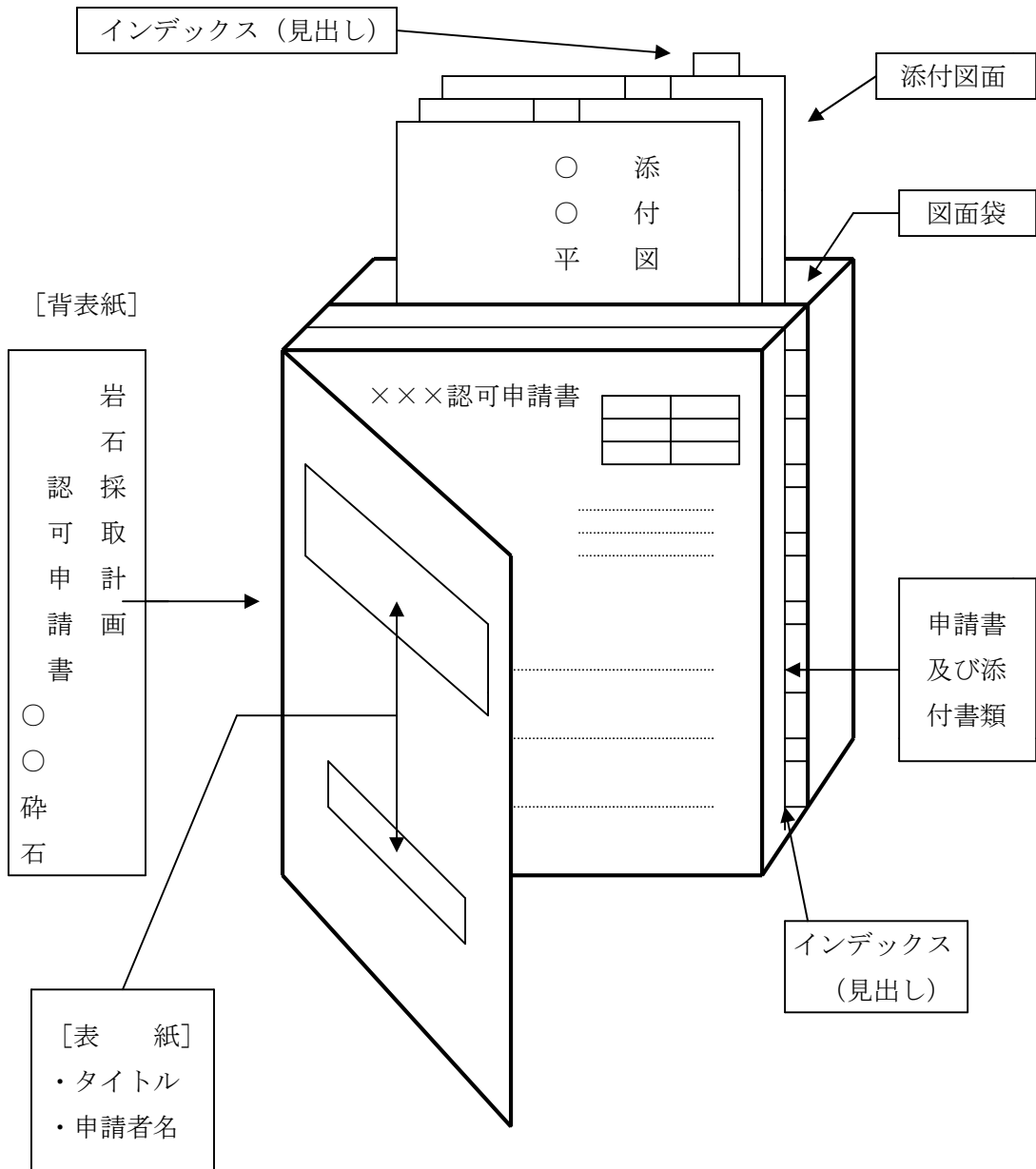
(ウ) 図面を折りたたむ場合



4. 申請書、添付書類及び添付図面はファイルに綴じて提出すること。

申請書及び添付書類は適当な大きさの図面袋とともにA4判のファイルに綴じ、その図面袋の中に添付図面を入れること。また、添付書類一覧表（V-3-1）及び添付図面の一覧表（V-3-2）を必ず添付すること。

ファイルの表紙及び背表紙には、下図のとおり申請者名等を記入すること。



5. 岩石の採取に関して、条例等により協定書等の締結を課している市町村があるので、事前に採取場が所在する区域の市町村と協議を行なうこと。

申請書の提出から認可までの事務処理の期間は、市町村長の意見照会（30日）を含めて60日としており、事前協議書の提出については事前審査及び指示事項の修正に要する期間を考慮し、余裕をもつて行なうこと。

なお、事前協議書の提出及び申請書の提出が遅れた場合、着手しようとする日までに認可を受けられないことがあるので前記期日を厳守すること。

V-2 岩石採取計画認可申請書記載要領

申請書の様式は、「IV-3 採取計画の認可関係申請書・届書の様式」第15号（21枚綴り）によること。

1. 「採取認可申請書表紙」

- ① *印の欄は、記入しないこと。
- ② 「大阪府証紙貼付欄」
申請書提出時に正本1通に大阪府商工行政事務手数料条例で定める金額の大阪府証紙を貼付すること。ただし、消印はしないこと。
納付された手数料は処分の適否にかかわらず返還しない。
- ③ 「申請年月日」は申請書受付時に必ず記入すること。
- ④ 「住所、氏名」等
採石業者登録通知書と同じであること。
(登録事項に変更があった場合は、岩石採取計画認可申請に関係なく直ちに法第32条の7の規定による変更の届出を行なうこと。)
- ⑤ 「電話番号」は、採石場を管理する事務所並びに採石場の電話番号を市外局番から必ず記入すること。
- ⑥ 「登録番号、登録年月日」
採石業者登録通知書と同じであること。

[添付書類]

- ・ 採石業者登録通知書の写し
- ・ 採石業者登録変更通知書の写し

2. 「1 他の行政庁の許認可状況」

- ① 「該当法令」欄は、該当する法令に○印を記入すること。
- ② 「許認可の有無」欄は、今回の認可申請に係る内容が、既に他法令の許認可済のものについては許認可の期間を、また採石法の認可申請と同時に申請するものについては申請中と記載すること。
また、申請中のものは、備考欄に申請に係る許認可期間（予定）を記入すること。
- ③ 「許認可の際の主な条件」欄は、他法令の許認可において、特に条件を付記された場合に記入すること。

[添付書類]

- ・ 採石法及び該当法令の前回許認可書の写し（新規申請は不要）
- ・ 特定施設の届書の写し
- ・ 申請区域内に農地、里道及び水路等がある場合は、一時転用等許可書の写し、若しくは許可等を受ける見込みであることを証する書面

3. 「2 採石場周辺の状況」

岩石採取場並びにその周辺300m以内の土地の利用状況及び同範囲内に存する道路、河川及び鉄道その他の公共の用に供する施設の状況について記入すること。

- ① 箇条書きに記入すること。
- ② 「公共の用に供する施設」とは、法第10条第1項第1号によるものとする。
- ③ 「岩石採取場周辺状況図」に示す内容を文章で記入すること。

[添付書類]

- ・ 岩石採取場周辺状況図

(記載例)

採取場の敷地境界から300m以内の土地利用状況	<ul style="list-style-type: none">・ 山林〇〇%、田畑△△%、宅地□□%。・ 北側は山林地、南側は住宅地である。・ 採石場下流100mから農地(畑)が広がっている。
採取場の敷地境界から300m以内の公共施設及び建物等の状況	<ul style="list-style-type: none">・ 〇〇神社まで約200m(南西側)・ 住宅5戸、最も近い民家までの距離約150m(南側)・ 国道〇〇号までの距離約200m(西側) 通行車両約3000台/日、歩行者350人/日・ 東側を1級河川〇〇川が流れている。河川までの距離約280m。

4. 「3 岩石の賦存の状況」

- ① 採取区域及びその周辺の地形、地質、採取しようとする岩石の走行、傾斜、厚さ等を記入すること。
また、試験等を実施した場合はその結果について説明し、「地質図」を添付すること。
- ② 岩石採取場の採取区域内において採取しようとする岩石の賦存量等について記載すること。

[添付書類]

- ・ 採掘土量計算書

(記載例)

採取場一帯は、標高200～300mの山が重畳し、地形は比較的急峻である。地質は丹波層群と呼ばれる古成層からなり、層理は走行70°～80°w、傾斜は40°～70°sを示す砂岩は暗灰色を呈し、粒度は一定していない。岩質は非常にやわらかいものと熱変質を受けた硬質なものがあり、表土及び風化岩は中腹部から山頂にかけて厚く3～5m位ある。

5. 「4 岩石採取場の区域」

- ① 採取場の所在地には、代表となる土地について公称の地名、地番を記入し、その他の採取場区域内の地番の総数についても他〇〇筆として記入すること。
- ② 行為区域及び保全区域の欄には、採取場に係るすべての土地について、土地の用途に応じた区分の欄に、所在地を地番まで記入すること
- ③ 行為区域区分の「その他」欄は、採掘箇所及び特定施設（調整池等）以外の残余面積を記入し、小計が丈量図による行為面積に合致すること。
- ④ 地番数が多くこの欄に記入できない場合は、本様式をもとに記入欄を広げて記入すること（複数頁にわたって可）。
- ⑤ 所在地番（大字、小字含む）、地目、所有者名については、「土地登記簿謄本」のとおり記入すること。
- ⑥ 契約又は同意の期間等採取権限関係詳細については、「20 土地の権利関係表」に記入すること。

[添付書類]

- ・ 土地登記簿謄本
- ・ 地籍図
- ・ 採取権限関係の書面
- ・ 他行政庁の許認可関係書面
- ・ 岩石採取場位置図（岩石採取場の位置を示す縮尺2万5千分の1の地図）
- ・ 岩石採取場周辺状況図（岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面）
- ・ 丈量図

（記載例）

採取場の所在地		<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">市</div> 高 槻 町 大 字 原 〇 〇 - 〇 他 △ △ 筆 村				
区 分	所 在 地 番	地 目	面 積 (実 測) (㎡)	所 有 者 氏 名	備 考	
行 為 区	採掘区域	大字原〇〇-〇×	山 林	1,500.55	採石太郎	
	(切羽箇所)	大字原××-××	山 林	1,750.25	採石次郎	
		大字原××-△△	山 林	1,200.20	鉱業資子	

6. 「5 岩石の種類ならびに数量」

- ① 「総採取量」は、表土及び風化岩を含む申請期間の合計土量を記入すること。
- ② 「採取する岩石名」は、法第2条に規定する岩石の名称を記入すること。
通称名がある場合には、岩石名の下に（ ）書きでその名称を記入すること。
また、2種類以上の岩石の採取の場合は、種類ごとに記入すること。
- ③ 「月間最大採取量」は、申請期間中の採取量の最も多い月の採取量を記入すること。
- ④ 各年の「年間総採取量」は、100m³単位及び100t単位で記入すること（100m³未満及び100t未満は切り捨てること）。
- ⑤ 「岩石の真比重」は、ほぐす前の地山の比重を記入すること。
- ⑥ 「表土及び風化岩」は、製品とせず埋め立て若しくは処分するものを記入すること（表土及び風化岩のうち製品して販売するものについては、上欄に記入すること）。

[添付書類]

- ・ 採掘土量計算書（廃土、廃石の発生量計算書を含む）

7. 「6 採取する岩石の用途」

採取しようとする岩石の用途別年間生産量を記入すること。

- ① 申請の期間が1年以上の場合は、最大の年次について記入すること。
- ② 「砕石（業）」とは、主として道路用、コンクリート用の骨材の生産を目的とするもの。
- ③ 「石材（業）」とは、主として土木建築用石材の生産を目的とするもの。
- ④ 風化花こう岩（いわゆる真砂土）を採取している場合は、「石材」の「その他」欄に記入すること。
- ⑤ 同一採石場において、兼業として埋め立て用岩石を採取している場合は、「石材」の「その他」欄に記入すること。
- ⑥ 専業として、埋め立て用岩石の採取をしている場合及び工業用原料（採取業）の兼業として埋め立て用岩石の採取をしている場合は、「石材」の「その他」欄に記入すること。

8. 「7 採取期間」

「採取期間」については、「VII-1 岩石採取計画の認可期間を定める要領」によるものとする。

- ① 要領に定める期間であっても、権限関係の書面（土地貸借等に係る契約書又は同意書）における権限を有する期間を超えて認可を行なうことはできないので、注意すること。
なお、この場合は②欄に記入すること。
- ② 「今後の操業予定年数」は、今回の申請の期間を含めて記入すること。
- ③ 「日操業時間」は、休憩時間も含めた勤務時間を記入すること。

9. 「8 表土及び風化岩の除去方法及び使用機械」

- ① 表土及び風化岩（製品とせず埋め立て若しくは処分するものを対象とする）が発生する場合のみ記入すること。
- ② 使用する機械は、機種別、能力別に記入すること。
- ③ 除去の方法については、その施工方法を具体的に記入すること。

（記載例）

	機 械 名	台 数	能 力
表土及び風化岩の除去 に使用する機械	ブルドーザー D85A	1 台	230PS 180m³/h
	パワーショベル PC220LC-3	1 台	155PS 100m³/h
表土及び風化岩の除去 方法	<p>採掘箇所頂端から常時10m以上の表土を除去しておく。</p> <p>採掘箇所が他人地と隣接している場合は、境界から保全区域として5m以上確保する。</p> <p>保全区域に接する法面は40°以下の勾配とする。また、必要に応じ法面の土羽打ち、植栽、しがら等により土留工を施工する。</p>		

10. 「9 原石採取方法及び使用機械」

① 「採掘方法」は、露天掘り・坑内掘りの別と、階段掘り・傾斜面掘りの別を記入すること。

(露天掘りの場合は、原則として階段掘りとする。)

② 「採掘手段」は、手掘り・機械掘りの別を記入すること。

③ 「ベンチ形成方法」は、具体的にベンチの形成方法を記入すること。(露天階段掘りの場合は、原則として山頂からベンチを形成すること。)

[添付書類]

- ・ 採掘に係る実測平面図
- ・ 採掘に係る実測縦断面図
- ・ 採掘に係る実測横断面図
- ・ 採掘規格図

(記入例)

採掘方法 (

採掘手段 (

法	高	10 m	階段幅	5 m	計画階段数	5 段
採掘面角度	60 度	採掘方向	南・東	保全距離	5～30 m	
ベンチ形成方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山頂にベンチをつくり採掘の進行に伴って山全体を低くしていく山頂型ベンチカット。 ・ 山の斜面にベンチを取り山を横から採掘していく、山腹型ベンチカットとし、採掘規格図のとおり階段の高さ10m以下、ベンチ幅5m以上を取り、採掘面の勾配を60°以下とする。 					
名 称		能 力	台 数	一ヶ月平均稼働時間	備 考	
主要採掘機械器具	さく岩機					
	さく孔機	CD-610型	1 台	80 h		
	小 割 機	KBH220	1 台	150 h		
	パワーショベル	PC-220LC-5	1 台	150 h		
そ附の属他機械	給 水 機					
	空 気 圧 縮 機	EC170V	1 台	80 h		

1 1. 「10 火薬類及び飛石防止措置」

- ① 「使用の有無」で有の場合は、発破規格について「発破規格図」を作成し添付すること。
- ② 「小割発破実施の有無」で有の場合は、「1. 穴ぐり」、「2. 貼付」のいずれかに○印を付けること。
- ③ 各欄の記入に際しては、火薬類取締法に基づく申請内容と相違ないか注意すること。
- ④ 「さく孔の方向」は、現況の自由面に対しての方向を記入すること。(例えば平行又は斜)

[添付書類]

発破規格図

(記載例)

使用の有無	(有)・無	小割発破実施の有無	有・(無)	①. 穴ぐり 2. 貼付	
-------	-------	-----------	-------	--------------	--

区 分	火薬 (kg)	爆薬 (kg)	工業雷管 (ヶ)	電気雷管 (ヶ)	導火線 (m)
月間最大使用量	2 0 0 0	3 0 0
年間最大使用量	2 2 0 0 0	3 3 0 0

さく孔の径	6 5 mm～7 0 mm	発 破 回 数	1 日 当 り	1 回
さく孔の長さ	1 m～ 6 m		1 ヶ月当り	8 回
さく孔の方向	横 孔 ・ 縦 孔	発破実施時刻	9:30～10:00	15:00～15:00
1孔当たりの装薬量	0.75 kg～ 7.50 kg		10:30～11:00	16:00～16:30
			14:00～14:30	

危険区域の設定	(有) ・ 無	切羽から最も近い 民家までの距離			
見張人の配置	(有) ・ 無		5 0 0	m	
発破予報の有無	(有) ・ 無		飛石防止施設	・ 必要に応じて柵囲を行なう。	
発破予報の方法	サイレン吹鳴による			・ 小割は金網を使用する。	

災 害 の 態 様	災 害 の お よ ぼ す 範 囲
1. 発破の際の飛石 2. 小割発破による飛石 3. 採掘切羽面の自然崩壊による 飛石	1. 採掘切羽面から50m (又は敷地境界) まで。 2. 小割する岩塊から20mまで。 3. 採掘切羽面から20mまで。

12. 「11 破碎選別」

- ① 「破碎選別の有無」で有の場合は、「グリズリスクリーンのみ」又は「機械破碎選別」のいずれかに○印を付けること。
- ② 「破碎選別の有無」で有の場合は、破碎選別系統図（フローシート）を作成し、添付すること。
- ③ 破碎選別の系統が様式区分と異なる場合、又は様式欄に書ききれない場合は「選別施設一覧表」を添付し、その旨を様式内に明記すること。

[添付書類]

- ・ 破碎選別系統図（フローシート）
- ・ 選別施設一覧表（上記③に該当する場合）

13. 「12 原石又は製品の水洗い」

- ① 「水洗の有無」で有の場合は、「循環使用」するのか、使用后直ちに調整池に「排水」するかのいずれかに○印をつけること。
- ② 「取水場所」は、地下水、河川、湖沼等の別を記入するものとし、地下水以外は名称で記入すること。
- ③ 「平均取水量」は、1日当たり平均取水量及び1日当たり平均循環水量を記入すること。
(ただし、循環水量＝水洗い水量)

(記載例)

水洗の有無	有 ・ 無	①. 循環使用 2. 排水
-------	-------	--------------------

設 備	機 械 名		能 力 (m ³ /h)		台 数	
	取水用	○○ポンプ		取水用	30	取水用
循環用	○○ポンプ		循環用	60	循環用	2
取 水 量	取 水 場 所		平均使用水量 (m ³ /日)		滞溜池の大きさ	
	一級河川 ○ ○ 川		取 水	20	300 m ³	
		循環水	20			

14. 「13 場内運搬機械」

- ① 採取場内において、原石、廃土・廃石、製品の運搬及び積込みに使用する機械の名称、規格、台数、1ヵ月平均稼動時間を記入すること。
- ② 様式内に書ききれない場合は、「場内運搬機械一覧表」を作成し添付し、その旨を様式内に明記すること。
- ③ 「1ヵ月平均稼動時間」は、1台当りで記入すること。

[添付書類]

- ・ 場内運搬機械一覧表（上記②に該当する場合）

(記載例)

運搬区分	名称	規格	台数	1ヵ月平均稼働時間 (h/月)
原石	パワーショベル	0.9m ³ 155PS	1	260
	ダンプトラック	10t	1	260
廃土・廃石	ホイールローダー	2.9m ³ 180PS	1	220
	ダンプトラック	10t	1	220
製品	ホイールローダー	2.5m ³ 160PS	1	260
	ダンプトラック	10t	1	260

15. 「14 場外輸送機械」

- ① 採取場外において、原石、廃土・廃石、製品の運搬に使用する運搬車の種類、台数、搬出する主体を記入すること。
- ② 「運搬車の種類」は、自社、会社請負、備車、引取車別に記入すること。なお、引取車の場合は「台数」欄は記入しないこと。

(記入例)

運搬区分	運搬車の種類	台数(台)	搬出する主体
原石	8tダンプトラック	4	自社
	10tダンプトラック	5	〇〇会社請負
廃土・廃石			
製品	8tダンプトラック	10	備車
	10tダンプトラック		引取車
一日当りの平均的搬出トン数	500 トン/日	一日当りの搬出 運搬車の延台数	50 台/日
採取場から国道・府道に至る経路		私道→市道〇〇線→府道××線→国道△△号	
岩石の搬出に際する災害防止方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校の登下校時や早朝、深夜を避ける。 ・ 地域住民との間にダンプ運搬に関する協定を締結している。 ・ 運搬道路は、必要に応じ散水を行ない、粉塵の発生を防止する。 ・ 採取場には常時運行責任者を置き、輸送中の水たれ、シートの被覆、過積載等の点検を行ない、適正な車以外の搬出は認めない。 ・ 運転手に対する安全運転教育を定期的実施する。 		

16. 「15 岩石の採取に伴う災害の防止措置」

(1) から (5) の各様式について、岩石の採取に伴い予想される災害の態様、災害のおよぼす範囲及びその災害の防止措置について記入すること。

(記載例)

(1) 土地の崩壊亀裂又は陥没の防止措置

災害の態様	1. 断層、褶曲、層理、石目等の 亀裂による岩盤の崩壊 2. 発破後の落石 3. 集積した表土の崩壊	災害のおよぼす 範囲	1. 採掘切羽付近 2. 採掘切羽付近 3. 採掘切羽付近
災害防止措置	採掘面の高さ	m	採掘面の勾配
	度 1. 採掘に先立ち常時採掘箇所頂端から10m以上の表土を除去しておく。 2. 採掘斜面を安全勾配に保ち、階段の幅は、起砕岩の広がり考慮し、 万一崩落があっても階段にたい積するようにする。 3. 亀裂防止策として起砕に際し火薬量を適正にする。 4. 設定した保全区域の法尻に石積等を設置することにより、隣接地の崩壊 を防止する。		

(2) 騒音災害の防止措置

災害の態様	1. 発破の音 2. さく岩機の音 3. 重機、車両の音 4. 破碎選別施設等から 発生する音 5. 小割のための破碎音 (アイオン機)	災害のおよぼす 範囲	1. 採掘切羽を中心として 周囲2~4km 2. 採掘切羽付近 3. 採取場付近 4. プラントを中心として 周囲1km 5. 小割作業を行なう付近
災害防止措置	1. プラントの騒音発生源を建屋で囲み騒音規制基準以下とする。 2. さく岩機、パワーショベル等重機並びに発破は、地形を勘案し最も 騒音の少ないような場所並びに作業時間を考慮する。		

(3) 粉じん災害の防止措置

<p>災害の態様</p>	<p>1. さく岩機から発生する岩粉 2. たい積物から発生する粉じん 3. 原石投入口から発生する粉じん 4. クラッシャー、フルイ及びベルト等から発生する粉じん 5. 製品積込機の操作時に発生する粉じん</p>	<p>災害のおよぼす範囲</p>	<p>1. 採掘切羽面 2. たい積位置から50m～100m 3. 投入口付近 4. 破碎施設を中心として周囲100～200m 5. 操作箇所周辺</p>
<p>災害防止措置</p>	<p>破碎選別機部分 ベルトコンベアー部分 たい積場及び道路部分</p>	<p>1. クラッシャー、グリズリフィーダー等の発生源を建屋で囲み、粉じんを大気汚染防止法及び府条例の規制値以下にする。 2. 必要な箇所に集じん機又は散水機を設置する。 1. 搬送用ベルトコンベアー部分をフード等で覆う、又は適時散水する。 1. 廃土・廃石のたい積場は、粉じんが飛散らないようシートで覆う。 2. 必要に応じ散水する。</p>	

(4) 汚濁水の流出防止措置

災害の態様	1. 調整池の維持管理の不備による土砂及び汚濁水の場外への流出 2. 場内排水溝並びに排水路破損による汚濁水の発生 3. ヘドロによる汚水発生	災害のおよぼす 範 囲	1. 河川の汚濁及び土砂のたい積 2. 上記に同じ、場内の汚泥化 3. 上記に同じ			
災害防止措置	汚濁水発生量	m ³ /日	汚濁水水質			
	汚濁水処理施設	名 称	構 造	大きさ (たて×よこ×深さ)	立地条件	流末河川名
	プラントは設置しない (又はプラントは乾式) ので、これからの発生汚濁水はない。降雨による採取場通過汚濁水は採掘切羽下方に集水溝を設け、調整池へ集水のうえ清澄にして放流する。(清澄水は府条例に定める排水基準以下とする。)					

注)・「汚濁水発生量」及び「汚濁水水質」は「水洗い有」の場合のみ記入すること。

(5) 重機車両に伴う災害防止措置

災害の態様	1. ブルドーザー作業による切羽面からの転落 2. 原石運搬車からの落石による災害	災害のおよぼす 範 囲	1. オペレーター自身 2. 運搬車通過道路付近
災害防止措置	1. 切羽頭頂等転落が予想される箇所での重機作業には安全を図るため作業監視人を配置する。 2. 運搬道路を整備する。 3. 重機操作の安全を図るため、オペレーターを教育する。		

17. 「16 廃土・廃石・製品等の流出防止措置」

(1) から (3) の各様式について、採取場内及び採取場外における廃土・廃石・製品等のたい積に伴い予想される災害の防止措置について記入すること。

(記載例)

(1) 廃土又は廃石のたい積方法

廃土・廃石の量	m ³	たい積場の設置場所	
たい積場の大きさ(広さ)	m ²	たい積可能量	m ³
製品たい積場の大きさ(広さ)	m ²	たい積可能量	m ³
廃土・廃石の処理方法 並びにその計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃土、廃石は直ちに搬出されるので、たい積場は設けていない。 ・ 一時たい積場として添付図面に示すように切羽下方平坦地に最大2,500t以内の廃土、廃石を高さ2m、法面勾配は自然安全勾配とする。また、雨水の浸透、洗掘を防止するため、たい積物法尻にコンクリート塊(トウフ)を設置する。 		

注) ① 「たい積場の設置場所」は、「採取場内」又は「採取場外」と記入すること。

② 「たい積可能量」は、計画たい積場に対する最大たい積可能容量を記入すること。

③ 「たい積の方法の設計書」(安定計算書等)及び「たい積の方法の図面」を添付すること。

(2) 廃土・廃石及び製品の流出防止措置

災害の態様	<ol style="list-style-type: none"> 1. たい積物の崩壊 2. 雨水、沢水等によるたい積物の洗掘 	災害のおよぼす 範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. たい積場付近 2. 河川汚濁並びに土石流入たい積
立地条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平坦地 2. 山崩れ、地すべり等のおそれがない 3. 下方に人家等の施設がない 		
土留施設	<ol style="list-style-type: none"> 1. コンクリート製で自重及び外力に対して安定。 2. たい積場の水分を排除するため周囲に排水溝を設ける。 		
災害防止措置	廃土・廃石は埋立用に予定している。掘削に先立ち、除去する廃土・廃石及び岩石採取に伴って出る廃土・廃石は、直ちに搬出するのでたい積場は設置しない。		

(3) 採取場外たい積の状況

所在地	廃土・廃石		製品	
	面積 m ²	たい積可能容量 m ³	面積 m ²	たい積可能容量 m ³
面積及び容量	面積 m ²	たい積可能容量 m ³	面積 m ²	たい積可能容量 m ³
たい積の期間				
将来の計画及び目的				
保安状況と対策				
立地条件及び付近の状況				

注) 岩石採取計画認可申請地以外に廃土・廃石等のたい積場を有している場合のみ記入すること。

18. 「17 採掘終了時の措置」

(施設及び対策)

1. 採掘終了時においては隣接地との間の保全区域が崩壊しないよう土留工を施す。
2. 最終残壁の傾斜は60°以下とし、高さ15m以下毎に幅5m以上の階段を残す。
(硬岩の場合)
3. 最終残壁は浮石を除き、階段及び平坦地には植栽、法面には種子吹付けを施す。
4. 道路に面した切羽下方及び入り口には柵を設け、立入禁止措置をとる。

19. 「18 採石業務管理者及び採取場の管理機構」

採取場を管理する	所在地	(〒) (TEL)					
登録事務所	名称						
採取場にある	所在地	(〒) (TEL)					
事務所	名称						
採取場を監督する 業務管理者	住所	(〒)					
	氏名	生年月日 年 月 日					
	業務管理者合格 (認定) 証番号						
	1日当りの 職務専念時間						
採取場の管理機構	区分	事務	採石	破碎	運搬	その他	合計
	直轄						
	請負						
	合計						
	請負業者名						

注) 「請負業者名」は、下請業者へ委託している場合の下請業者名で、複数の業者に委託している場合はすべて記入すること。

20. 「19 採石業務管理者の業務内容」

	業務の具体的な内容
採取計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 採取計画の作成に参画し、認可採取計画に基づいて採取するように監督する。 2. 認可を受けた採取計画を変更して採掘をするときは、変更計画について十分検討し、採取計画の変更認可を受ける。 3. 採取計画は、岩石採取に伴う災害の防止を主眼として作成する。
採取の監督及び災害が予想される場合の巡回計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 毎日始業時前に作業員の点呼を行ない、当日の作業計画を説明し、災害防止の周知徹底を図る。 2. 毎日1～2回採取場内を巡回し次の点を重点的に監督する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 採取計画に従った採掘方法を行なっているか、特に切羽の高さ、階段の幅並びに傾斜角及び亀裂や浮石の点検を十分に行なう。 ② 発破に際し、危険防止のため定めた危害予防規定に従った措置が十分に行なわれているか点検する。 ③ プラント施設について粉じん、騒音並びに汚濁水の処理のため設けている沈澱池等の災害防止の機能が十分働いているかを点検する。 ④ 廃土・廃石は直ちに搬出するよう監督する。たい積する際は、防災措置が十分施されているか点検する。 ⑤ 搬出車の過積載がないか、シート掛けがなされているかを点検する。
災害防止に関する教育	<ol style="list-style-type: none"> ① 毎日作業開始前に10～15分間作業計画を説明するとともに災害防止について指示する。 ② 各機関で行なわれる保安に関する研修会並びに講習会には、作業員を出席させる。 ③ 必要に応じ従業員の保安教育を行なう。
帳簿の記載及び報告	<ol style="list-style-type: none"> ① 採取場を管理する事務所に置く帳簿に記録する。 ② 関係者から報告を求められたときは応じる。 ③ 災害が発生したとき、とった措置について関係機関に報告する。
災害が発生した場合の措置	<ol style="list-style-type: none"> ① 作業を直ちに中止する。 ② 現状確認の上適切な措置をとるとともに監督を受ける機関に通報する。 ③ 必要に応じ監督官庁の指示を受ける。

21. 「20 土地の権利関係表」

所在地番	登記簿名義		同意書名義	備考
	住所	氏名		

注) 1. 「所在地番」は、土地登記簿のとおり（字名等）記入すること。

2. 「登記簿名義」と「同意書名義」が異なる場合は、同意者が当該土地に関し正当な権利者であることを示す書面（戸籍謄本等相続権を証する書面等）を添付すること。また、その旨を「備考」欄に記入すること。

V-3 岩石採取計画認可申請書添付書類作成要領

1. 添付書類記載要領

添付書類一覧表

番 号	添 付 書 類	
1	委任状	
2	採石業者登録通知書の写し（登録事項に変更があった場合は同変更届の写しも添付）	
3	採石業務管理者試験合格証（又は認定証）の写し（当該採取場を管理する採石業務管理者本人）	
4	法人登記簿謄本	
5	前回岩石採取計画認可指令書の写し	
6	他 行 政 庁 の 許認可関係書類	砂防法、森林法等の許可書の写し ・砂防指定地内行為許可書の写し ・河川法に基づく許可書の写し ・森林区域における開発行為の許可書の写し ・保安林内行為の許可書の写し ・自然公園法に基づく許可書の写し ・大阪府自然環境保全条例に関する協定書の写し ・近郊緑地保全区域内行為届出受理書の写し ・農地法第4条の規定による許可書の写し ・火薬取締法に基づく許可書の写し
7		文化財に関する確認書の写し
8		特定施設の届出書の写し（騒音、大気、水質等）
9		一時転用・占用・公用廃止等許可書の写し
10	土地登記簿謄本（申請区域内及び進入路）	
11	土地所有者の同意書（申請区域内及び進入路） ※契約者と土地登記簿謄本上の所有者が異なる場合は、契約者が当該土地に関し正当な権利者であることを示す書面（戸籍謄本等相続権を証する書面等）	
12	利害関係者の同意書（地元自治会、水利権者、漁業権者、森林組合等）	
13	岩石採取工程表（申請期間について、1ヶ月単位で表示すること）	
14	採掘土量計算書（廃土石の発生量計算書を含む）	
15	盛土土量計算書（場内に盛土がある場合）	
16	調整池・排水施設等水理計算書	
17	盛土・土留施設等安定計算書（場内に盛土がある場合）	
18	誓約書	
19	資金計画書	

(1) 委任状

岩石採取計画認可申請（以下「認可申請」という。）に係る事務手続きの一部又は全部を第三者（設計業者等）に委任している場合は、委任の内容を明記した委任状を必ず添付すること。

(2) 採石業者登録通知書の写し（法第32条の登録を受けていることを示す書面）

大阪府知事の発行した「採石業者登録通知書の写し」を添付すること。

なお、登録事項に変更のある場合は、申請に先立ち登録事項の変更手続き（「登録事項変更届」の提出に係る事務処理期間1週間程度必要）を行なっておくこと。

(3) 採石業務管理者試験合格証(又は認定証)の写し

認可申請を行なおうとする岩石採取場（以下「岩石採取場」という。）を管理する事務所に置く業務管理者の「採石業務管理者試験合格証の写し」又は「採石業務管理者認定証の写し」を添付すること。

(4) 法人登記簿謄本

認可申請を行なおうとする者が法人である場合は、当該法人登記簿謄本（写しの添付の場合は、原本照合が必要）を添付すること。

法人登記簿謄本は、申請日以前3ヶ月以内に発行されたものであること。

(5) 前回岩石採取計画認可指令書の写し

岩石採取場において、申請日以前から認可を受けて岩石の採取を行なっている場合は、その岩石採取計画認可指令書の写しを添付すること。

(6) 他行政庁の許認可等（砂防法、森林法等）の許可書の写し

岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許認可その他の処分を必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面（その行政庁が発行した証明書又は許可証、認可証、許可通知書等の写し）を添付すること。ただしこの場合処分があったか否かを示すだけでなく、その処分の内容（例えば面積、数量、期間等）を確認できる書面であること。

また、認可申請と平行して他の行政庁に申請する場合は、その旨を岩石採取計画認可申請書(以下「認可申請書」という。) 「1 他行政庁の許認可の状況」の調書に記載すること。

(7) 文化財に関する確認書（写しの添付の場合は、原本照合が必要）

岩石の採取に係る行為に関し、周知の埋蔵文化財包蔵地及び文化財保護法80条に該当しない旨の確認書（写しの添付の場合は、原本照合が必要）を添付すること。

(関係先提出分)

様式

確 認 願

平成 年 月 日

様

住 所

申請者

氏 名



下記申請地（地番）並びに、下記目的の行為について、「周知の埋蔵文化財包蔵地」並びに「文化財保護法第 80 条」に該当しないことをご確認願います。

申 請 地	
目 的	
備 考	

..... キリトリ

(申請書添付分)

確 認 書

平成 年 月 日

様

1. 下記申請地（地番）は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」でないことを確認しました。
2. 下記の行為については、「文化財保護法第 80 条」に該当しないことを確認しました。



申 請 地	
申請者住所氏名	
目 的	
備 考	

(8) 特定施設の届出書の写し（騒音、大気、水質等）

岩石の採取行為に係る特定施設について、他の行政庁への届出書の写しを添付すること。

(9) 一時転用・占用・公用廃止等許可書の写し

岩石採取場の申請区域内に農地、里道及び水路が含まれる場合、農地の一時転用等許可書、里道及び水路の占用、使用許可書又は公用廃止許可書の写し等を添付すること。

(10) 土地登記簿謄本

岩石採取場の申請区域内のすべての地番について、土地登記簿謄本（写しの添付の場合は、原本照合が必要）を添付すること。

土地登記簿謄本は、申請日以前3ヶ月以内に発行されたものであること。

(11) 土地所有者の同意書

岩石採取場において岩石の採取を行なうことについて、申請者が権限を有すること又は権限を取得する見込みが十分であることを示す書面で次に示すものを添付すること。

なお、申請者が所有する土地で岩石の採取を行なう場合を除くものとする。

① 他人の土地で岩石の採取を行なう場合は、当該土地において岩石を採取する旨を内容とする土地所有者権者、その他当該土地に関し第三者に対抗する権利を有するもの等との間の契約書、若しくは同意書（写しの添付の場合は、原本照合が必要）を添付すること。

なお、契約書（以下、同意書の場合には契約を同意に読み替えるものとする。）には必ず当該土地の地番、契約者名、契約期間、契約日及び使用の用途を記載するものとする。

② 「権限を取得する見込みが十分であることを示す書面」とは、当該土地の売買の予約が成立している場合における予約契約書の写し等をいう。

③ 契約者と土地登記簿謄本上の所有者が異なる場合は、契約者が当該土地に関し正当な権利者であることを示す書面（戸籍謄本等相続権を証する書面等）を添付すること。

④ 共有地の場合は、共有者全員との契約若しくは共有者全員の委任をうけた代表者（この場合は委任状を添付すること。）との契約であること。

⑤ 契約期間は、申請期間に見合ったものであること。

⑥ 採石権に基づく岩石の採取の場合は、その権利を証する書面を添付すること。

(12) 利害関係者の同意書（地元自治会、水利権者、漁業権者、森林組合等）

岩石採取場の所在地の地元自治会、場内排水放流河川の水利権者及び漁業権者、森林組合等の利害関係者の同意書を添付すること。

(13) 岩石採取工程表

認可申請の申請期間について、1ヵ月単位で工種毎（岩石採取、沈殿池の浚渫、採取跡地の植栽等）を具体的に表記した工程表を添付すること。

(14) 採掘土量計算書（廃土石の発生量計算書を含む）

各年度毎に土量計算を行い、これを添付すること。

更新採取場においては、次の計算書に基づき採掘土量の補正を行なうこと。

採取土量補正計算書					
現地測量を行なった時期	平成	年	月	日	} 重複している期間 <input style="width: 30px;" type="text"/> ケ月
現認可終了時期	平成	年	月	日	
土量 × $\frac{\text{認可月数}}{(\text{イ} + \text{認可月数})} = \text{ } \text{ m}^3$ (100m ³ 未満切捨て)					
※採取計画認可申請書の別紙、様式第15号-5岩石の種類ならびに数量のⒶ総採取量には上記ロの数量を記入すること。					

(15) 盛土土量計算書（場内に盛土がある場合）

各年度毎に土量計算を行い、これを添付すること

(16) 調整池・排水施設等水理計算書

貯水容量、堆砂容量、流出孔断面、越流式余水吐・開水路断面、場内水路断面等について水理計算を行い、計算書を添付すること

(17) 盛土・土留施設等安定計算書（場内に盛土がある場合）

必要に応じて滑り等の安定計算を行い、計算書を添付すること

(18) 誓約書

岩石採取場区域内に残土及び産業廃棄物を違法に搬入しない旨の誓約書を添付すること

(19) 資金計画書

岩石採取場の跡地における災害防止のために必要な資金計画書を添付すること。

2. 添付図面記載要領

(1) 位置図

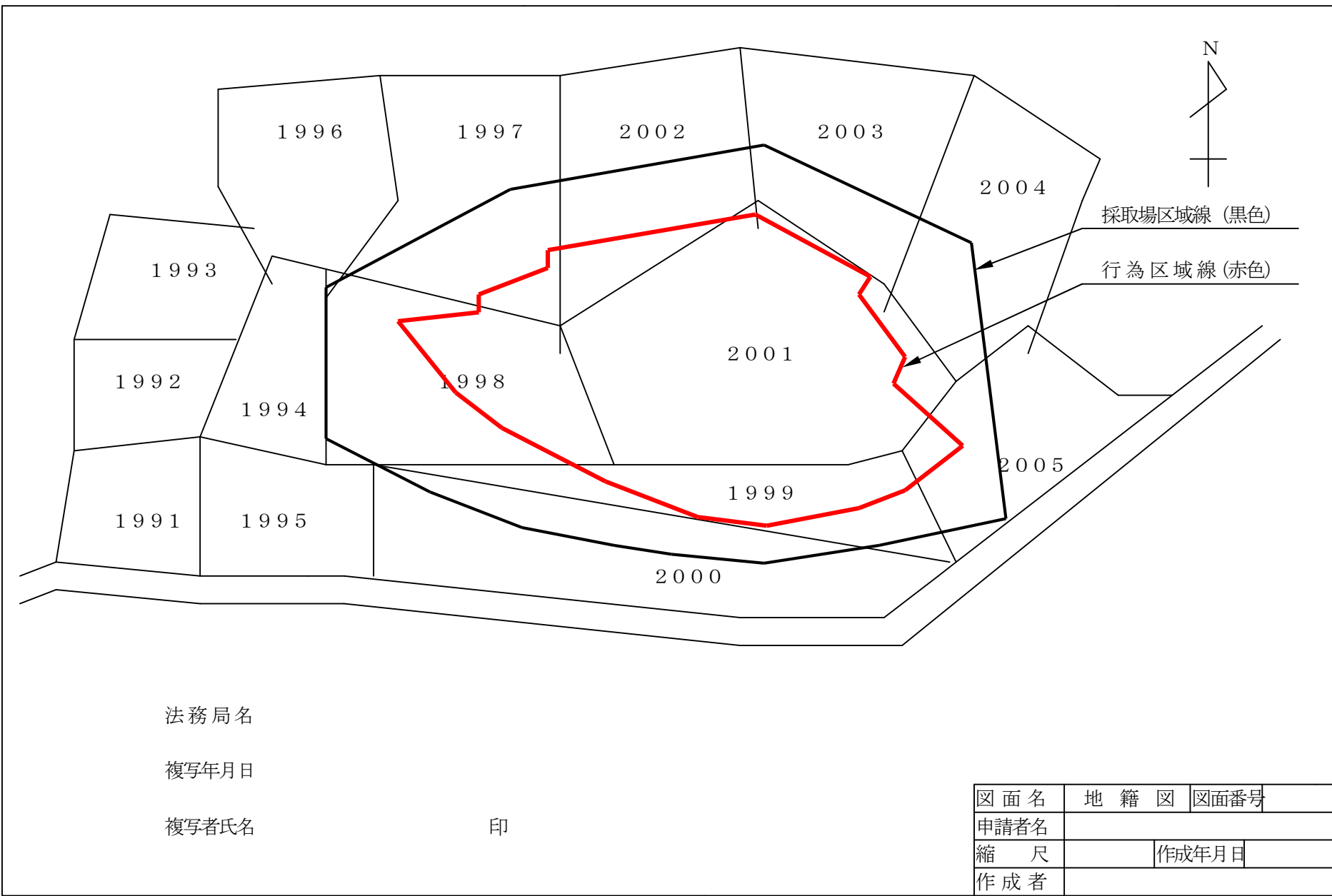
- ◇ 縮尺は、50,000分の1又は25,000分の1の図面を使用すること。
(原則として、国土地理院発行の地形図とする。)
- ◇ 位置図には、次の事項を記入すること。
 - ① 採取場区域(行為地)を赤色で明示すること。
 - ② 河川・道路・鉄道等の公共施設の名称を記入すること。
 - ③ 方位
 - ④ その他必要と認める事項

(2) 周辺状況図

- ◇ 縮尺は、2,500分の1又は5,000分の1の図面を使用すること。
- ◇ 周辺状況図には、次の事項を記入すること。
 - ① 採取場区域線を黒色で明示すること。
 - ② 行為区域線を赤色で明示すること。
 - ③ 採取場周辺**300m**区域線を黄色で明示すること。
 - ④ 国道・府道等公道に至るまでの搬出路を茶色(名称記入)で明示すること。
 - ⑤ 河川・水路を青色(名称記入)で明示すること。
 - ⑥ 鉄道、その他公共施設等(名称)を記入すること。
 - ⑦ 切羽箇所・主要施設の位置を明示すること。
 - ⑧ 発破危険区域・見張人を設置する箇所を明示すること。
 - ⑨ 標識設置箇所を明示すること。
 - ⑩ 方位
 - ⑪ その他必要と認める事項

(3) 地籍図

- ◇ 法務局に備付の図面と同一であること。
- ◇ 採取場に隣接する土地の地番が確認できること。
- ◇ 図面が多数枚にわたる為合成した場合は、図面上に「合成図」と表示すること。
- ◇ 地籍図には、次の事項を記入すること。
 - ① 里道を赤色で明示すること。
 - ② 水路を青色で明示すること。
 - ③ 採取場区域線を黒色で明示すること。
 - ④ 行為区域線を赤色で明示すること。
 - ⑤ 法務局名・転写日・転写者氏名・捺印を記入すること。
 - ⑥ 国道・府道等公道に至るまでの搬出路を茶色で明示すること。
 - ⑦ 方位
 - ⑧ その他必要と認める事項



法務局名

複写年月日

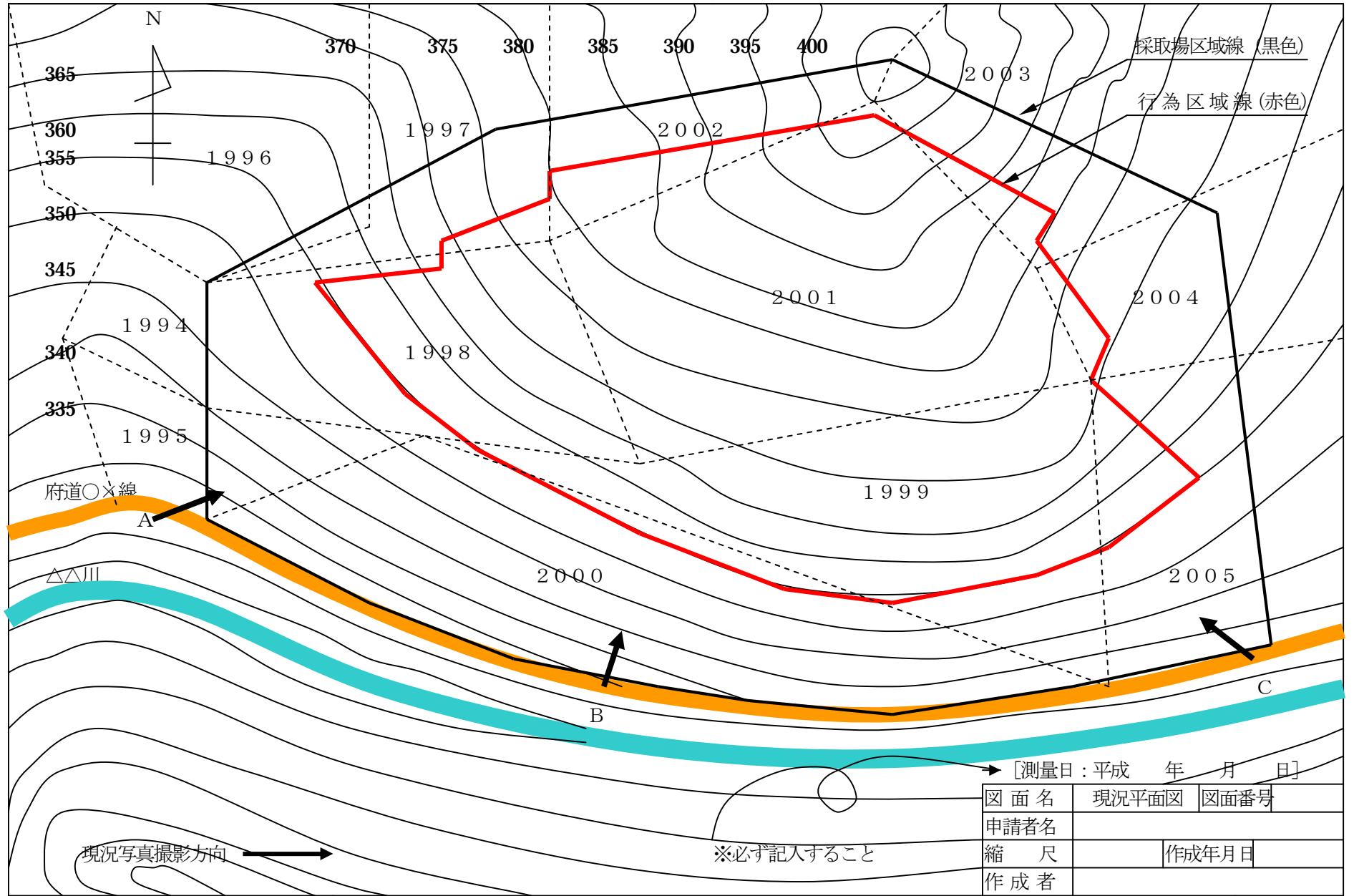
複写者氏名

印

図面名	地籍図	図面番号
申請者名		
縮尺	作成年月日	
作成者		

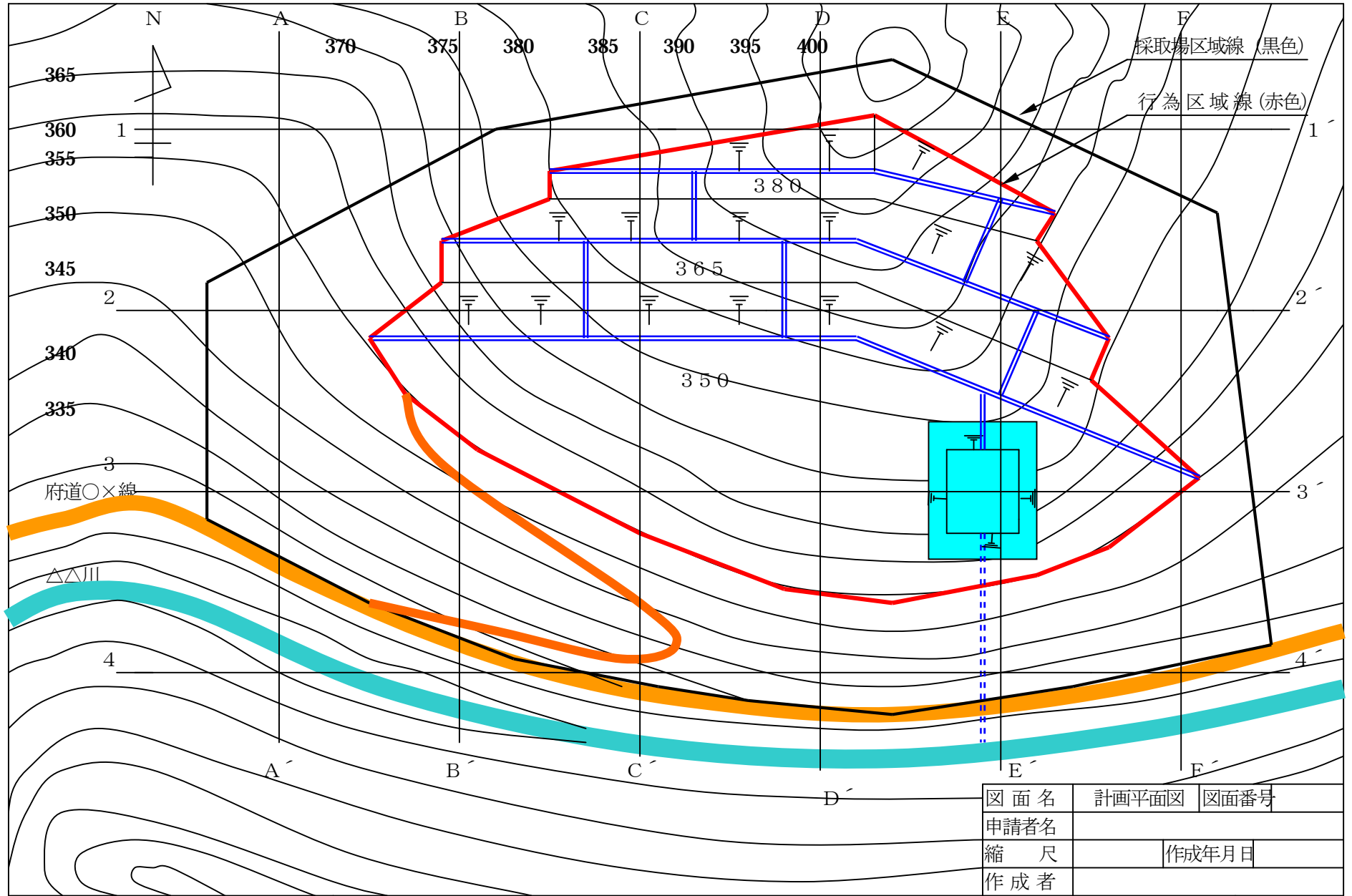
(4) 現況平面図

- ◇ 縮尺は、1, 000分の1の図面を使用すること。(原則)
- ◇ 現況平面図には、次の事項を記入すること。
 - ① 採取場区域線を黒色で明示すること。
 - ② 行為区域線を赤色で明示すること。
 - ③ 採取計画区域及び採取計画区域に隣接する土地の地番を記入し、それらの地番境界線を記入すること。
 - ④ 写真撮影方向(赤色の矢印 ①→)で明示すること。
 - ⑤ 方位
 - ⑥ その他必要と認める事項



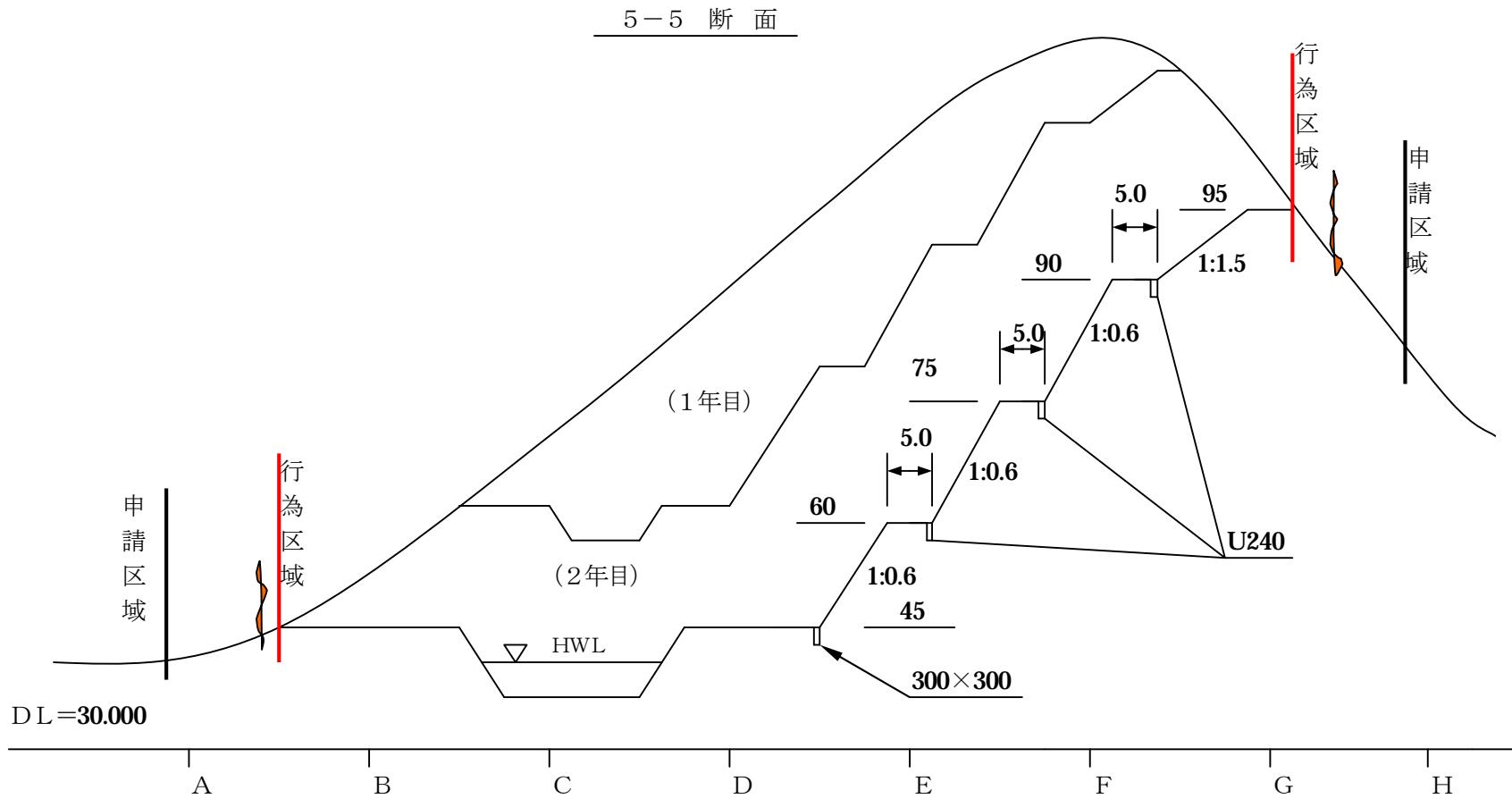
(5) 計画平面図 1/1,000(原則)

- ◇ 縮尺は、1, 000分の1の図面を使用すること。(原則)
- ◇ 計画線は、現況線より太目の濃い色で記入すること。
- ◇ 隣地境界より行為区域までの保全区域が、**5m**以上確保されているか確認すること。
ただし、関係する他法令等において**5m**を超える基準がある場合はそれに準拠するものとする。
- ◇ 計画平面図には、次の事項を記入すること。
 - ① 採取場区域線を黒色で明示すること。
 - ② 行為区域線を赤色で明示すること。
 - ③ 採取区域切羽斜面を緑色で明示すること。
 - ④ 採取区域切羽小段を黄色で明示すること。
 - ⑤ 盛土区域を赤色で明示すること。
 - ⑥ 排水側溝・沈殿池等を青色で明示すること。
 - ⑦ 計画小段高・切羽斜面勾配を明示すること。
 - ⑧ 調整池の名称(A号、1号)を明示すること。
 - ⑨ 調整池の広さ(面積)を明示すること。
 - ⑩ 調整池のレベル(底盤高,LWL,HWL,HHWL)を明示すること。
 - ⑪ 排水側溝構造(U型、素掘)を明示すること。
 - ⑫ 排水側溝の大きさ(U-240、300×300)を明示すること。
 - ⑬ 排水側溝の流水方向(→)を明示すること。
 - ⑭ 製品たい積場区域を明示すること。
 - ⑮ 主要構造物(管理事務所、プラント)を明示すること。
 - ⑯ 主要な防災施設(しがら工等)を明示すること。
 - ⑰ 縦横断側線(50m以内)で明示すること。
 - ⑱ 方位
 - ⑲ その他必要と認める事項



(6) 計画縦断面図及び計画横断面図

- ◇ 縮尺は、1，000分の1の図面を使用すること。
- ◇ 計画線は、現況線より太目の濃い色で記入すること
- ◇ 縦横の縮尺は同一とすること
- ◇ 各着色の重複部分については、ハッチングで表示すること。
- ◇ 計画図には、次の事項を記入すること。
 - ① 採取場区域線を黒色で明示すること。
 - ② 行為区域線を赤色で明示すること。
 - ③ 計画平面図の測線番号、記号を明示すること。
 - ④ 現況地盤線、計画地盤線を明示すること。
 - ⑤ 切羽部を黄色で明示すること。
 - ⑥ 盛土部を赤色で明示すること。
 - ⑦ 排水側溝、調整池を青色で明示すること。
 - ⑧ 計画小段高、切羽斜面勾配を明示すること。
 - ⑨ 計画盛土小段高、盛土斜面勾配を明示すること。
 - ⑩ 主要構造物位置を明示すること。
 - ⑪ 主要な防災施設（しがら工等）を明示すること。
 - ⑫ その他必要と認める事項



	1年目	2年目
切土		
盛土		

図面名	計画横断面図	図面番号	
申請者名			
縮尺		作成年月日	
作成者			

(7) 丈量図

- ◇ 縮尺は、1，000分の1の図面を使用すること。(原則)
- ◇ 求積方法は、原則として座標求積法によることとするが、三斜求積法による算出でもよい。
- ◇ 丈量図には、次の事項を記入すること。
 - ① 採取場区域面積
 - ② 行為区域面積
 - ③ 保全区域面積
 - ④ 採掘区域面積
 - ⑤ 破碎選別場面積
 - ⑥ 製品たい積場面積
 - ⑦ 調整池面積
 - ⑧ 埋土(盛土)区域面積
 - ⑨ 表土除去区域面積
 - ⑩ その他必要と認める事項

(8) 構造図

- ◇ 排水施設、土留施設等の構造物の詳細設計図を添付すること

(9) 盛土計画図

- ◇ 場内に盛土がある場合に添付
- ◇ 必要に応じて、滑り等の安定計算を行なうこと。
 - ① 土留壁、排水方法（暗渠）等盛土方法の詳細設計図
 - ② その他必要と認める事項

(10) 明示確定図

- ◇ 採取場区域内に公共用地（公有水面・里道等）が含まれる場合及び隣接する場合に添付

(11) 採掘跡地修復平面図

- ◇ 縮尺は、1,000分の1の図面を使用すること。（原則）
- ◇ 採掘跡地修復平面図には、次の事項を記入すること。
 - ① 採取場区域線を黒色で明示すること。
 - ② 行為区域線を赤色で明示すること。
 - ③ 緑化（植栽）済地及び緑化計画区域を着色すること。
 - ④ その他必要と認める事項

(12) 流域図

- ◇ 縮尺は、2,500分の1～10,000分の1の図面を使用する。
- ◇ 水理計算に必要な各流域が確認できること。
- ◇ 流域図には、次の事項を記入すること。
 - ① 採取場区域線を黒色で明示すること。
 - ② 行為区域線を赤色で明示すること。
 - ③ 流域区域線を青色で明示すること。
 - ④ その他必要と認める事項

(13) 発破規格図

- ◇ 火薬類を使用する場合に添付すること。

(14) 破碎選別系統図

- ◇ 破碎選別がある場合に添付すること。

V-4 土砂採取地における調整池（遊水池）等の設置について

1 主旨

土砂、岩石等の採取行為は自然環境を著しく変化させ、降雨時には流量の増加及び土砂の流出により、防災上憂慮すべき状況を呈することが多い。

これらの対策として、行為地内に調整池（遊水池）を設け、雨水や土砂を一時貯留し、採石場内から排出される汚濁水、降雨水・湧水等による流域河川における洪水等の災害防止や水質環境保全を図るものである。

2 用語の定義

- ア 調整池 採石場内の汚濁水、降雨水や土砂を一時貯留し、流量を調整した清澄水を行為地外に排水するための池をいう。
- イ 沈砂池 採石場内からの流出土砂を含む汚濁水を清澄化させて、調整池ほかに導くための池をいう。
- ウ 自然地 自然の状態を手をつけない区域（残置森林等）をいう。

3 構造等

(1) 調整池（遊水池）

- ア 地盤の崩壊や地すべりのおそれがない箇所に設置すること。
- イ 形状は地盤掘り込み式とする。ただし、地形、地質、その他のやむを得ぬ理由により堤防式にする場合は、堤防の強度、遮水性等に十分配慮すること。
- ウ 必要な貯水容量及び堆砂容量を有するものとし、処理能力を維持し得るコンクリート造り等の堅固な構造であること。
- エ 貯水及び堆砂容量は、当該採石場が砂防指定区域内であるかどうかに応じて、「4規格（容量等）」に示す基準を満たすこと。なお、必要な堆砂容量の一部を沈砂池に持たせることができる。
- オ 余水吐は必要断面を確保し、異常降雨時に調整池（遊水池）を損傷することなく水路または河川に放流できるようコンクリート等で補強すること。
- カ 調整池（遊水池）は、容量を確保するため平常時は空にしておくことが必要であるため、原則として流出口に内径 **300mm** のヒューム管を堆砂容量を確保した高さに設置し、角落し構造等にして土砂の沈降後、清澄水のみを下流水路または河川等に放流すること。また、放流時に下流域に影響を与えないようにするため、断面の水理計算を行い、流出口からの流水量が岩石採取行為前の最大量を超えないことを確認すること。
- キ 必要に応じて、周囲に防護柵や危険表示板を設置し適切に管理すること。

(2) 沈砂池

- ア 沈砂池は調整池と兼用することができる。なお、当該施設は双方の要件を具備するものでなければならない。

- イ 原則として素掘りとし、排水口付近はコンクリート又は石積みで補強すること。
- ウ 定期的に浚渫し、沈砂池が有効に機能する水深を維持すること。なお、浚渫した土砂は十分脱水した後、堆積場に堆積する等適切に措置すること。

(3) 場内排水路

- ア 降雨水が採石場内を直接通過しないように排水路を設けること。
- イ 排水路は流下能力を維持し得る堅固な構造とし、降雨水があふれないよう必要な断面を確保すること。

4 規格（容量等）

(1) 採石場が砂防指定区域内にある場合

ア 貯水容量（ m^3 ）

所定の推定降雨量の全量を一時貯留できる容量とすること。

$$V_w \text{ (設計貯水量 (} m^3 \text{))} \leq V_{w1} \text{ (貯水容量 (} m^3 \text{))}$$

$$V_w = 10R \times (f_1 \times A_1 + f_2 \times A_2) \\ = 1,750 \times (0.8A_1 + 0.7A_2)$$

条件 R : 計画降雨量（5時間総雨量） 175mm

A1 : 流域内行為地面積（ha）

f1 : 流域内行為地流出係数=0.8

A2 : 流域内自然地面積（ha）

f2 : 流域内自然地流出係数=0.7

イ 堆砂容量（ m^3 ）

$$V_s \text{ (設計堆砂量 (} m^3 \text{))} \leq V_{s1} \text{ (堆砂容量 (} m^3 \text{))}$$

$$V_s = (V_{s1}' \times a_1) + (V_{s2}' \times a_2) + (V_{s3}' \times a_3) \\ = 800 a_1 + 400 a_2 + 150 a_3$$

条件 V_{s1}' : 盛土部の流出土砂量=800 (m^3/ha)

V_{s2}' : 切土部の流出土砂量=400 (m^3/ha)

V_{s3}' : その他の流出土砂量=150 (m^3/ha)

a1 : 流域内における盛土行為地面積（ha）

a2 : 流域内における切土行為地面積（ha）

a3 : 流域内におけるその他行為地面積（ha）

※ 堆砂厚は500mm以上とすること。

ウ 流出孔の断面

流出孔は内径300mm程度で、流出孔からの流水量(Q)が行為前の最大流出量(Q1)を下回ること。

$$Q \text{ (流出孔からの流水量 (} m^3/sec \text{))} \leq Q_1 \text{ (行為前の最大流出量 (} m^3/sec \text{))}$$

$$Q = c \times a \sqrt{2 \times g \times H}$$

$$Q_1 = 1/360 \times f_2 \times r \times (A_1 + A_2)$$

- 条件 c : 縮流係数=0.6
 a : 流出孔の断面積 (ヒューム管 φ 300 mm の場合=0.0707 m²)
 g : 重力の加速度=9.8 (m/sec²)
 H : 流出孔中心からの水位 (m)
 r : 最大時間雨量=90 (mm)
 A1 : 流域内行為地面積 (ha)
 A2 : 流域内自然地面積 (ha)
 f2 : 流域内自然地流出係数=0.7

エ 越流式余水吐・開水路の断面

越流式余水吐は、開水路の構造とし護岸等を施工すること。

流水の断面積は、越流式余水吐からの流水量 (Q) が異常洪水流量 (Q_{max}) を上回ることを

$$Q_{\max} (\text{異常洪水流量 (m}^3/\text{sec)}) \leq Q (\text{余水吐からの流水量 (m}^3/\text{sec)})$$

$$Q_{\max} = 1.44/360 \times f \times r \times (A_1 + A_2)$$

- 条件 f : 異常洪水時流出係数=1.0
 r : 最大時間雨量 =90 (mm)
 A1 : 流域内行為地面積 (ha)
 A2 : 流域内自然地面積 (ha)

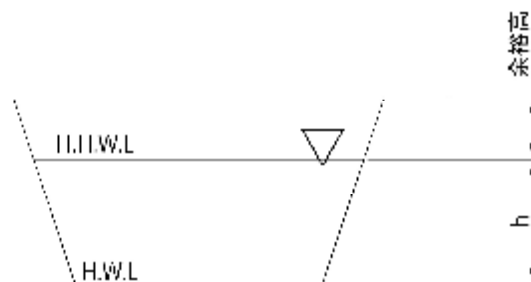
$$Q = A \times V$$

$$V = 1/n \times R^{2/3} \times I^{1/2} \text{ (マンニング公式)}$$

- 条件 V : 余水吐開水路流速 (m/sec)
 n : 開水路粗度係数
 R : 径深 (m)
 I : 開水路勾配
 A : 流水の断面積 (m²)

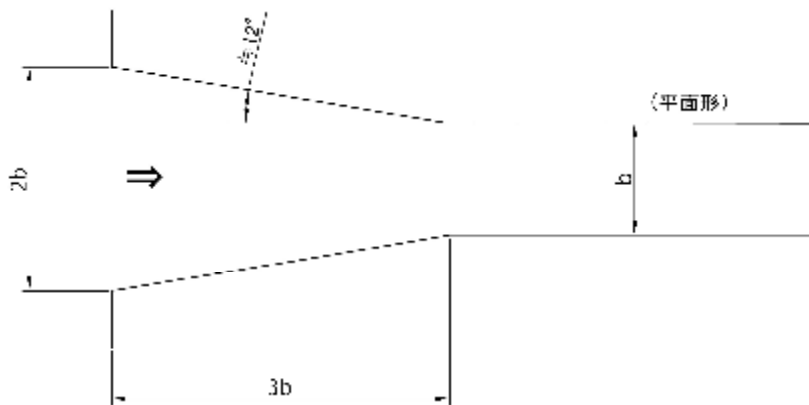
[注意事項]

① 越流式余水吐の断面決定



余裕高は $h/2$ または 0.6 m 以上とする。

② 調整池から余水吐への移行部



オ 場内水路の断面

流水の断面積は、場内水路の流量(Q)が洪水流量(Q2)を上回ること。

$$Q_2 \text{ (洪水流量 (m}^3\text{/sec))} \leq Q \text{ (水路の流量 (m}^3\text{/sec))}$$

$$Q_2 = 1/360 \times f \times r \times A(1 + \alpha)$$

$$Q = A' \times V$$

$$V = 1/n \times R^{2/3} \times I^{1/2}$$

条件 f : 流出係数 (自然地=0.7、行為地=1.0)

r : 最大時間雨量 = 90 (mm)

A : 流域面積 (A1 + A2)

A1 : 流域内行為地面積 (ha)

A2 : 流域内自然地面積 (ha)

α : 土砂混入率 = 10 (%)

A' : 流水の断面積 (m²)

V : 水路流速 (m/sec)

n : 水路粗度係数 (次表のとおり)

R : 径深 (m)

I : 水路勾配

水路粗度係数 (n)

状 況	n 値	状 況	n 値
土砂地盤に開削した水路	0.04	コンクリートU型水路	0.02
岩盤に開削した水路	0.035	ヒューム管	0.013
両岸石積 (ブロック) 底面コンクリート	0.025	铸铁管	0.015
両岸石積 (ブロック) 底面不規則	0.03~ 0.035		

(2) 採石場が砂防指定区域外にある場合

ア 貯水容量 (m³)

$$V_w (\text{設計貯水量 (m}^3\text{)}) \leq V_{w1} (\text{貯水容量 (m}^3\text{)})$$

$$V_w = [10R \times \{a \times f_2 + (A_1 + A_2 - a) \times f_1 - A_1 \times f_1\}] \times 1.2$$

条件 R : 計画雨量 (5 時間総雨量) 175mm

A1 : 行為前の流域面積 (ha)

f1 : 行為前の流出係数=0.7

A2 : 行為後の流域変更面積 (ha)

(採取行為により新たに追加となる流域面積)

f2 : 行為後の流出係数

(風化岩=0.8、硬質岩=0.9、自然地=0.7)

a : 行為区域面積 (ha)

(ア) 風化岩の場合

$$\begin{aligned} V_w &= 1,750 \times \{a \times 0.8 + (A_1 + A_2 - a) \times 0.7 - A_1 \times 0.7\} \times 1.2 \\ &= 210 \times a + 1,470 \times A_2 \end{aligned}$$

(イ) 硬質岩の場合

$$\begin{aligned} V_w &= 1,750 \times \{a \times 0.9 + (A_1 + A_2 - a) \times 0.7 - A_1 \times 0.7\} \times 1.2 \\ &= 420 \times a + 1,470 \times A_2 \end{aligned}$$

イ 堆砂容量

採石場が砂防指定区域内にある場合に準じる。

ウ 流出孔の断面

流出孔は内径 300 mm 程度で、流出孔からの流水量(Q)が行為前の最大流出量(Q1)を下回ること。

$$Q (\text{流出孔からの流水量 (m}^3\text{/sec)}) \leq Q_1 (\text{行為前の最大流出量 (m}^3\text{/sec)})$$

$$Q = c \times a \sqrt{2 \times g \times H}$$

$$Q_1 = 1/360 \times f_1 \times r \times A_1$$

条件 c : 縮流係数=0.6

a : 流出孔の断面積 (ヒューム管 φ 300 mm の場合=0.0707 m²)

g : 重力の加速度=9.8 (m/sec²)

H : 流出孔中心からの水位 (m)

r : 最大時間雨量=90 (mm)

A1 : 行為前の流域面積 (ha)

f1 : 行為前の流出係数=0.7

エ 越流式余水吐・開水路の断面

越流式余水吐は、開水路の構造とし護岸等を施工すること。

流水の断面積は、越流式余水吐からの流量（Q）が異常洪水流量（Qmax）を上回ることを

$$Q_{\max} \text{ (異常洪水流量(m}^3\text{/sec))} \leq Q \text{ (余水吐からの流量(m}^3\text{/sec))}$$

$$Q_{\max} = 1.44/360 \times f \times r \times A1$$

条件 f : 異常洪水時流出係数 = 1.0

r : 最大時間雨量 = 90 (mm)

A1 : 行為前の流域面積 (ha)

(7) 台形断面越流量

$$Q = 2/15 \times c \times h \sqrt{2 \times g \times h (3 \times bo + 2 \times bu)}$$

条件 c : 流量係数 = 0.6

h : 余水吐水深 (m)

g : 重力の加速度 = 9.8 (m/sec²)

b : 余水吐幅 (一定の場合) (m)

bu : 上部余水吐幅 (m)

bo : 下部余水吐幅 (m)

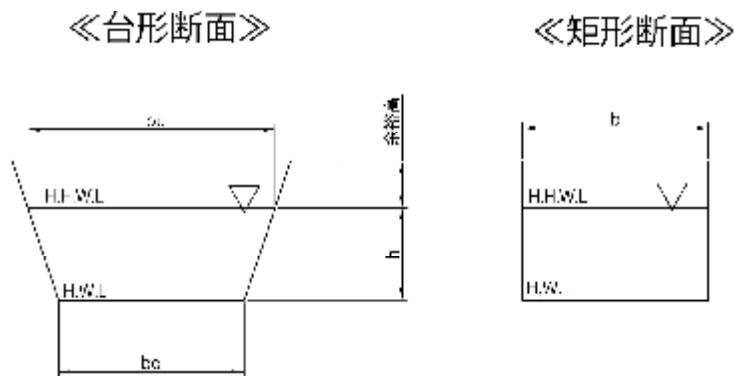
余裕高は h/2 または 0.6m 以上とする。

(1) 矩形断面越流量

$$Q = 2/3 \times c \times b \times h^{3/2} \sqrt{2 \times g}$$

[注意事項]

① 越流式余水吐の断面決定



余裕高は h / 2 または 0.6 m 以上とする。

② 調整池から余水吐への移行部

採石場が砂防指定区域内にある場合に準じる。

オ 場内水路の断面

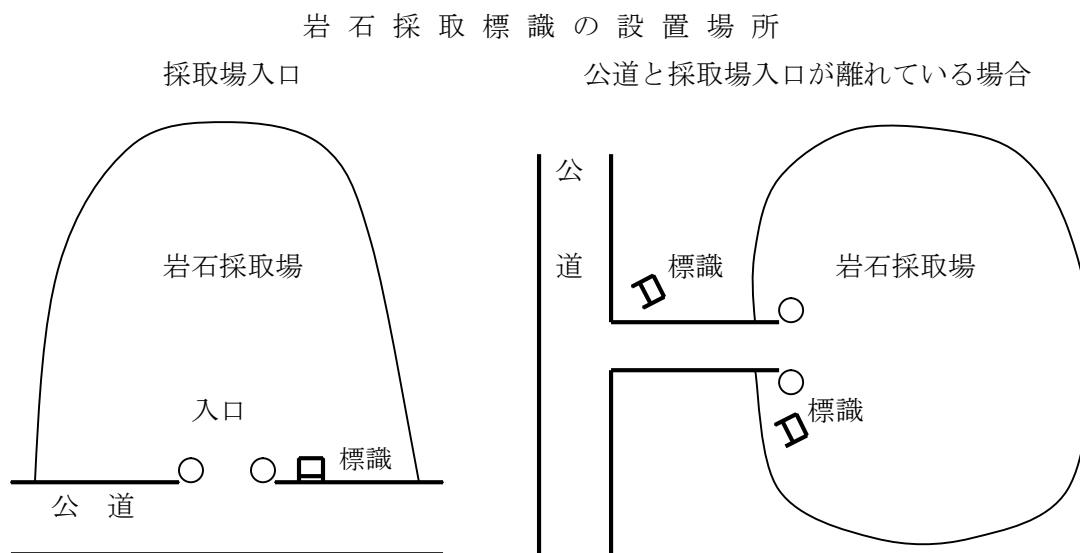
採石場が砂防指定区域内にある場合に準じる。

V-5 採取計画が認可されたら

1 標識の掲示について

採石法第33条の15の規定により、採取計画の認可を受けた岩石採取場の見やすい場所に採石法施行規則第8の19による岩石採取標識を掲げること。

- (1) 岩石採取標識は、別紙様式による。
- (2) 岩石採取標識は、岩石採取場入口付近の公道から見やすい場所とする。
- (3) 公道と岩石採取場の入口が離れている場合は、公道入口付近と岩石採取場入口付近の2箇所に設置する。
- (4) 岩石採取標識には、認可事項を正確に記載し、変更等があった場合には速やかに修正する。



2 帳簿の備付けと記載について

採石法第34条の2の規定により、採取計画の認可を受けた採石業者は、採石法施行規則第9条第2項で定める事項を記載した帳簿を、岩石採取場を管理する事務所ごとに備え、記載の日から2年間保存すること。

3 採取区域の明示について

採取計画の認可を受けた採取区域を明示するため、隣接地との境界（ポイント）に境界杭を設置するとともに、適当な間隔で見やすい位置にポール又は旗等を設置すること。

4 標高表示板の設置について

採取計画に従って採取が行なわれているかを確認するため、下から視認できる大きさの標高表示板を各ベンチ毎に設置し、現況の高さを明示すること。

様式第 19 号 (第 8 条の 19 関係)

100 cm 以上

岩 石 採 取 標 識		氏名又は名称及び法人にあ っては、その代表者の氏名 住 所
事務所の名称、所在地及び 電話番号		岩石採取場及びその周辺の状況を 示す見取り図
登録年月日及び登録番号		
採取計画の認可年月日及び 認可番号		
採取をする岩石の種類及び 数量		
採 取 の 期 間		
採掘の方法及び採掘をする 土地の面積 (平方メートル)		
岩石の採取のための火薬類 の使用の有無		
岩石の採取のための機械の 種類及び数		
業 務 管 理 者 の 氏 名		

70 cm
以 上

50 cm
以 上

[記載例]

100 cm以上

岩石採取標識		氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名 住所	大手前砕石株式会社 代表取締役 大手前 太郎 大阪府中央区谷町2丁目〇-〇
事務所の名称、所在地及び電話番号	〇〇市大字△△100-1 0000-00-0000	<p>The diagram shows a quarry site layout. A river (川) flows through the site. A road (市道) and a power line (線) are also shown. Key features include: 調整池 (Adjustment Pond), 事務所 (Office), 出入口 (Entrance/Exit), プラント (Plant), 製品置場 (Product Storage Area), 採取場区域 (Quarry Area), 切羽 (Cutting Edge), and 現在地 (Current Location).</p>	
登録年月日及び登録番号	昭和46年10月1日 大阪府採石登録第〇〇号		
採取計画の認可年月日及び認可番号	平成14年4月1日 大阪府指令商振第00-0号		
採取をする岩石の種類及び数量	砂 岩 150,000 t/年		
採取の期間	平成14年4月2日から 平成16年4月1日		
採掘の方法及び採掘をする土地の面積 (平方メートル)	露天掘・階段掘 56,600 m ²		
岩石の採取のための火薬類の使用の有無	有		
岩石の採取のための機械の種類及び数	削岩機1台、削孔機1台 パワーショベル3台		
業務管理者の氏名	大阪 次郎		

70 cm
以上

50 cm
以上

岩石採取場管理帳簿

平成 年度分 { 自平成 年 月 日
至平成 年 月 日 }

登録年月日 平成 年 月 日 府 登録済
県

登録番号 第 号

採取計画認可年月日 平成 年 月 日認可

期 限 平成 年 月 日迄

採取計画認可番号 第 号

会 社 名 _____

事務所名 _____

採取場名

業務管理者氏名

印

業務年月日	曜日	天候	業務時間	岩石採取実績	採取実績 内訳	業務管理者の監督及措置										業務管理者 検印		
						監督 時間	監督 指示内容	従事者 教育内容	講じた措置内容					災害発生時の措置				
									廃土廃石 の処理	汚濁水 の処理	脱水ケキ の処理	崩壊防止 の処理	その他 災害防止 の処理	状況	原因		対策及処理	
年 月 日	曜日		時 分 ～ 時 分	ton	砕石・コンク リート用	t	時 分 ～ 時 分											
					砕石・道路 用	t												
					砕石・鉄道道床 用	t												
					切石	t												
					間知石・割石	t												
					割栗石	t												
					真砂土	t												
その他	t																	
年 月 日	曜日		時 分 ～ 時 分	ton	砕石・コンク リート用	t	時 分 ～ 時 分											
					砕石・道路 用	t												
					砕石・鉄道道床 用	t												
					切石	t												
					間知石・割石	t												
					割栗石	t												
					真砂土	t												
その他	t																	
年 月 日	曜日		時 分 ～ 時 分	ton	砕石・コンク リート用	t	時 分 ～ 時 分											
					砕石・道路 用	t												
					砕石・鉄道道床 用	t												
					切石	t												
					間知石・割石	t												
					割栗石	t												
					真砂土	t												
その他	t																	
年 月 日	曜日		時 分 ～ 時 分	ton	砕石・コンク リート用	t	時 分 ～ 時 分											
					砕石・道路 用	t												
					砕石・鉄道道床 用	t												
					切石	t												
					間知石・割石	t												
					割栗石	t												
					真砂土	t												
その他	t																	
年 月 日	曜日		時 分 ～ 時 分	ton	砕石・コンク リート用	t	時 分 ～ 時 分											
					砕石・道路 用	t												
					砕石・鉄道道床 用	t												
					切石	t												
					間知石・割石	t												
					割栗石	t												
					真砂土	t												
その他	t																	
年 月 日	曜日		時 分 ～ 時 分	ton	砕石・コンク リート用	t	時 分 ～ 時 分											
					砕石・道路 用	t												
					砕石・鉄道道床 用	t												
					切石	t												
					間知石・割石	t												
					割栗石	t												
					真砂土	t												
その他	t																	

注) 「監督指示内容」および「従事者教育内容」の欄には、社内での合同パトロール、他とのパトロール、行政機関における立入検査があった日およびその時の指示内容(指示内容については正作業指示等)についても記載すること